

別紙2. 御意見に対する回答

項番	資料名	問合せ箇所	該当ページ	御意見(問合せ事項)	回答
有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の次世代システムに係るシステム運用業務についての意見					
1	調達仕様書(案)	10.1.2 サービス稼働時間	27	以下のサービスの稼働時間は、営業日における稼働時間との認識に齟齬はございませんでしょうか。 ・提出者登録受付 ・提出者登録申請(本登録)	御認識のとおりです。御指摘の箇所に営業日における旨を追記します。
2	調達仕様書(案)	12.1.3 システム運用事業拠点及びヘルプデスク設置場所(1)	38	システム運用事業者拠点及びヘルプデスク設置場所の要件として、下記が求められています。 ・金融庁事務局から1時間以内 ・24時間365日常駐体制 24時間365日常駐は、緊急時に迅速に現地で状態を確認する必要があるオペレータ担当者の拠点との認識で問題ございませんでしょうか。	御認識のとおりです。
3	調達仕様書(案)	12.3.5 品質管理	41	「⑥他事業者が作成した成果物について、受注者が責任を持って確認すること」とありますが、他事業者とは、どの事業者を示すのかご教示いただけますでしょうか。 また、成果物の受入はPJMOの責任範囲であるとの認識です。運用事業者としての責任は、どの範囲を想定されておりますでしょうか。	他事業者とはシステム開発事業者、ハードウェア等納入・保守事業者及び現行システム運用事業者を指します。 システム運用事業者は、金融庁との契約締結後、速やかに他事業者から引継ぎを受け、システム本番稼働時までに本業務の遂行に必要な体制を整備することを役務の範囲としております。
4	調達仕様書(案)	12.3.5 品質管理 (1)品質管理対象工程	41～42	品質管理対象が、開発時の各工程に対して適用される様な記載となっていますが、システム運用における品質管理とはSLAの評価項目設定～結果評価であるとの認識に齟齬はございませんでしょうか。	御認識のとおりです。
5	別添資料24.システム運用事業者の役務	3. 業務運用管理 ①マスタメンテナンス業務 マスタメンテナンス	7	「システム運用事業者は、投入データを作成する。データ作成にあたっては、府令改正等変更のインプット情報を分析し、システム影響を調査した上、内容について金融庁事務局の承認を得る。」とあります。 この業務には、タクソノミ維持・開発事業者が実施する「EDINETタクソノミ等改訂業務」に伴う各種マスタデータ、バリデーション定義体等の変更も含まれるとの認識に齟齬はございませんでしょうか。	御認識のとおりですが、タクソノミ維持・開発事業者との役割分担が判別できるよう次の内容(※)を追記します。 (※)投入データには、「EDINETタクソノミ等改訂業務」に伴う各種マスタデータ、バリデーション定義体等の変更も含むため、タクソノミ維持・開発事業者と連携して対応すること。
6	別添資料24.システム運用事業者の役務	3. 業務運用管理 ②業務支援作業 オンラインXBRL作成機能の受入テスト支援	8	「タクソノミ維持・開発事業者がオンラインXBRL作成機能の受入テストを実施する」とありますが、タクソノミ維持・開発事業者の調達仕様書(案)では、オンラインのXBRL作成機能は、XBRL作成ツール改訂業務の対象範囲外となっております。	御認識のとおりです。御指摘の箇所を別添資料24から削除いたします。